

死亡野鳥対応業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度死亡野鳥対応業務委託

2 業務の目的

県民からの通報内容を基に、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染を早期に発見し、県民及び関係機関への適切な情報提供を行うことにより、家きんや人への感染予防及び感染拡大防止に寄与するとともに、野鳥における感染拡大防止に資する。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務対象地域

宮崎県内全域

5 業務の内容

県民からの死亡野鳥に関する通報を受けて、検査の必要性を判断し、回収や搬送等を行う。対応時間については、(1)の通報対応は24時間、(2)、(3)の現地作業は原則として安全に作業を行える明るい時間帯（概ね日の出から日没まで）とし、それ以外の時間については翌日等に対応可能。

なお、業務手順は別途マニュアルによる。

(1) 通報対応

死亡野鳥に関する電話窓口（電話番号等）を設置し、県民からの通報内容が高病原性鳥インフルエンザへの感染リスクの高い検査を優先する種（別表参照、以下「検査優先種」という。）であるかを確認する。

(2) 現地確認

(1)にて、別表（検査優先種）に該当するか、あるいは判断できない場合、発見地点に向かい、検査優先種であるかを確認する。

なお、現地確認の結果、検査優先種に該当しなかった場合（検査対象外）であっても、(2)の業務としてカウントし、その結果を報告すること。

※(1)、(2)の業務については、鳥類の同定のできる者を必要とする。

(3) 検査優先種対応

(2)にて、死亡野鳥が検査優先種である場合、死亡野鳥を回収し、回収地点を消石灰等で消毒するとともに、回収地点を管轄する県家畜保健衛生所へ搬送し、A型インフルエンザウイルスの簡易検査（9月～10月）又は検体採取（その他の期間）を受け、検体（スワブ）を国の検査機関へ送付する。

その後、死亡野鳥状況等の報告を、別添様式1及び写真により県へ提出すること。

なお、土日・祝日等の行政機関の休日は、県家畜保健衛生所への搬送を行わず、クーラーボックス等で低温保管して、翌開庁日又は、県の指定する日に搬送すること。この場合において、あらかじめ県へ申し出を行い承認を得たときに限り、効率的な搬送のため、回収地点の管轄でない県家畜保健衛生所への搬入を認めるものとする。

(4) (1)～(3)の実施状況（種名、場所、対応内容、件数の累計等）の一覧表を作成し、翌月8日までに県へ報告すること。

6 実績報告

全ての業務が完了したときは、業務内容をまとめた実績報告書を提出すること。

実績報告書には、本業務の精算対象となる 5 (2) 現地確認及び(3) 検査優先種対応の最終的な実件数を明記し、積算内訳書の変動経費（精算単価）に基づき算出した精算内訳を添付すること。

なお、実績報告の様式は別記によるものとする。

7 精算方法

(1) 本業務のうち、5 (2) 現地確認及び(3) 検査優先種対応については、実件数が見込み件数を下回る場合、以下の計算式に基づき減額精算を行う。

$$\text{減額精算額} = \frac{\text{提案単価(変動経費)} \times (\text{見込み件数} - \text{実件数})}{\text{見込み件数}}$$

(2) 実件数が見込み件数を超過した場合は、契約金額の範囲内で対応するものとし、原則として超過分の追加支払は行わない。

(3) ただし、実件数が著しく増加し、契約金額の範囲内での履行が困難であると県が認める場合は、業務の優先順位の変更等について、県と受託者で別途協議するものとする。

8 その他

(1) 本業務に要する消耗品費（感染予防、死亡野鳥回収用品等）や検体の送付費については、委託費内で受託者が負担すること。ただし、国の検査機関へ送付するための梱包容器については県から貸与を行う。

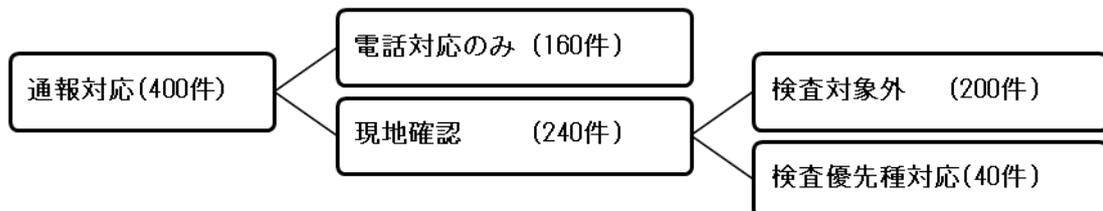
(2) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定すること。なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。

(4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

【参考】 業務件数見込み

- (1) 通報対応 400 件
- (2) 現地確認 240 件
- (3) 検査優先種対応 40 件



(別記)

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

受託者 住所

氏名

印

死亡野鳥対応業務委託実績報告書

令和 年 月 日付けで受託しました標記の業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 収支決算

(単位：円)

区 分	収 入	支 出	備 考
委 託 費		—	
調 査 経 費	—		
そ の 他	—		
計			

2 添付資料

- ① 対応件数一覧
- ② 調査状況等写真
- ③ 精算内訳

死亡野鳥等調査個票<死亡個体発見～遺伝子検査(ウイルス分離検査)まで>				
発見	発見場所	都道府県		
		市町村等		
		緯度経度(十進法)		
		環境	河川・湖沼・海上・海岸・耕地・森林・民家等建物の敷地・ その他()	
	発見日時	発見日		
		発見時刻		
	発見鳥類	種類		
		発見羽数		
		性別・年齢区分		
		状態 ※1		
発見者	氏名			
	所属			
回収	回収場所	場所		
		管理者		
	回収日時	回収日		
		回収時刻		
	回収者	氏名		
		所属		
	接触者	氏名		
		連絡先		
	回収方法			
	収容先			
処分	方法			
	処分日			
	場所			
採材	検体番号			
	採材羽数		回収○羽中、○羽	
	採材日 ※2			
	採取部位 ※3	C:クロアカ		
T:気管/咽喉頭				
簡易 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果(C)	陰性・陽性		
	結果(T)	陰性・陽性		
A型遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	陰性・陽性		
HA亜型 遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	H5,H7,その他		
病原性 遺伝子検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	高・低・その他		
野鳥監視重 点区域	指定日			
	解除日			
備考 ※5				

※1 鳥の状態は、衰弱/死亡の別、外傷、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。

※2 採材日は検査試料(スワブ)の採取を実施した日であり、簡易検査を実施する場合は入力不要である。

※3 スワブ採取場所(クロアカ採取の場合:C欄に1、気管採取の場合:T欄に1、採取しなければ0)を記入する。

※4 検査日は、結果が確定した日。

※5 備考には、複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。